愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年４月１日から 平成27年６月30日まで	16,590
			平成27年９月１日から 平成27年11月30日まで	5,880
		宇和海	平成27年10月１日から 平成27年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年９月１日から 平成27年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年９月１日から 平成27年12月31日まで	13,500

⑷　とらふぐ

第８の３の⑸に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
愛知県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成27年10月１日から 平成27年10月31日まで	3,287
	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成27年11月１日から 平成27年11月30日まで	2,635
三重県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成27年11月１日から 平成27年11月30日まで	2,031

⑸　まがれい

第８の３の⑹に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
秋田県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）		平成27年９月１日から 平成27年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし第２種共同漁業権水域を除く）	平成27年２月１日から 平成27年３月31日まで	3,099
山形県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）		平成27年９月１日から 平成27年10月31日まで	1,870
	かれい固定式刺し網漁業		平成27年３月１日から 平成27年４月30日まで	2,147
新潟県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	次のア、イ、ウ、エの４点を順次結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア　山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点 ウ　新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点	平成27年９月１日から 平成27年10月31日まで	1,843

⑹　まこがれい

第８の３の⑺に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
山口県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成27年１月１日から 平成27年２月10日まで	11,685
福岡県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成27年１月１日から 平成27年２月10日まで	2,130
大分県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成27年１月１日から 平成27年２月10日まで	2,445

⑺　やなぎむしがれい

第８の３の⑻に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期間	漁獲努力量（隻日）
福島県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成27年４月１日から 平成27年６月30日まで	1,776
茨城県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成27年４月１日から 平成27年６月30日まで	1,920

第11　大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第12　その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。